6 計画の実現に向けて

6.1 計画実現に向けての展開

⑴計画のフォローアップ

土砂災害対策における渓流や斜面の状況は、気象状況などによりリアルタイムで変化していくため、定期点検、巡視や住民からの通報を速やかに計画に反映できるよう、きめ細やかなフォローアップを展開していきます。

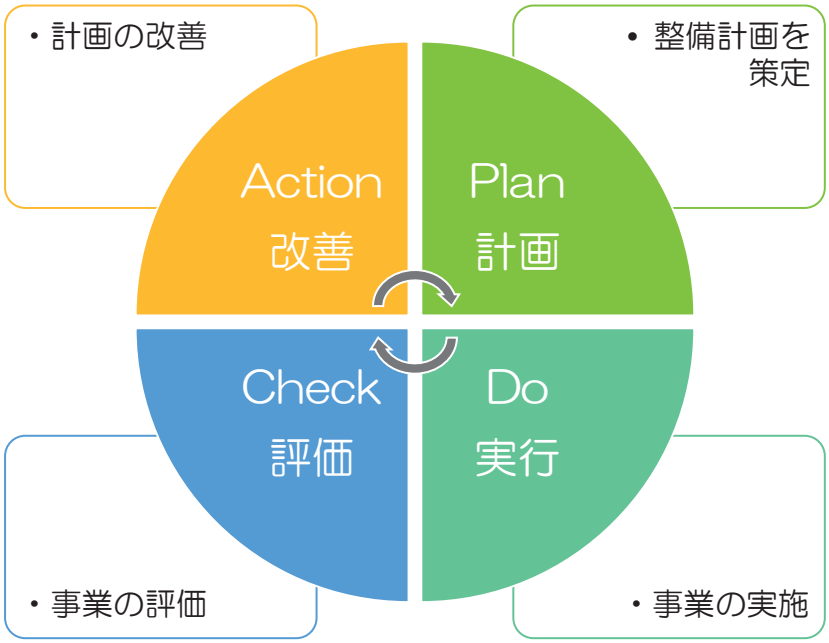

図 34　PDCA サイクル

⑵計画の見直し

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定が概ね５年毎に見直されることを踏まえ、保全対象の土地利用状況が変化することを鑑み、本計画も概ね５年毎に見直しを行います。

6.2　取組による目標と成果

本計画における土砂災害対策の目的を達成するための指標と得られる整備効果を以下のとおり設定します。

(1)取組指標

目的の達成に向け、具体的な取組の進捗状況を明確に把握するための指標は以下のとおり設定します。

表 11　取組指標

取組指標	現状	目標
土砂災害対策推進計画に基づく重点要対策箇所の整備率	2%（R元年度末）	100%（R11年度末）
土砂災害警戒区域等の見直し	2巡目 38%（R元年度末） 3巡目　0%（R 2年度末）	100%（R3年度末） 100%（R8年度末）
土砂災害に係る要配慮者利用施設の避難確保計画策定の進捗率	62%（R元年度末）	100%（R3年度末）

(2)成果指標

取組指標が達成されることにより、県民が効果を実感しやすい指標は以下のとおり設定します。

表 12　成果指標

成果指標	現状	目標
土砂災害リスクが軽減される人家戸数	約18,000戸（R元年度末）	約21,600戸（R11年度末）
土砂災害リスクが軽減される要配慮者利用施設数	71施設（R元年度末）	116施設（R6年度末）
土砂災害リスクが軽減される避難所数	71施設（R元年度末）	135施設（R6年度末）

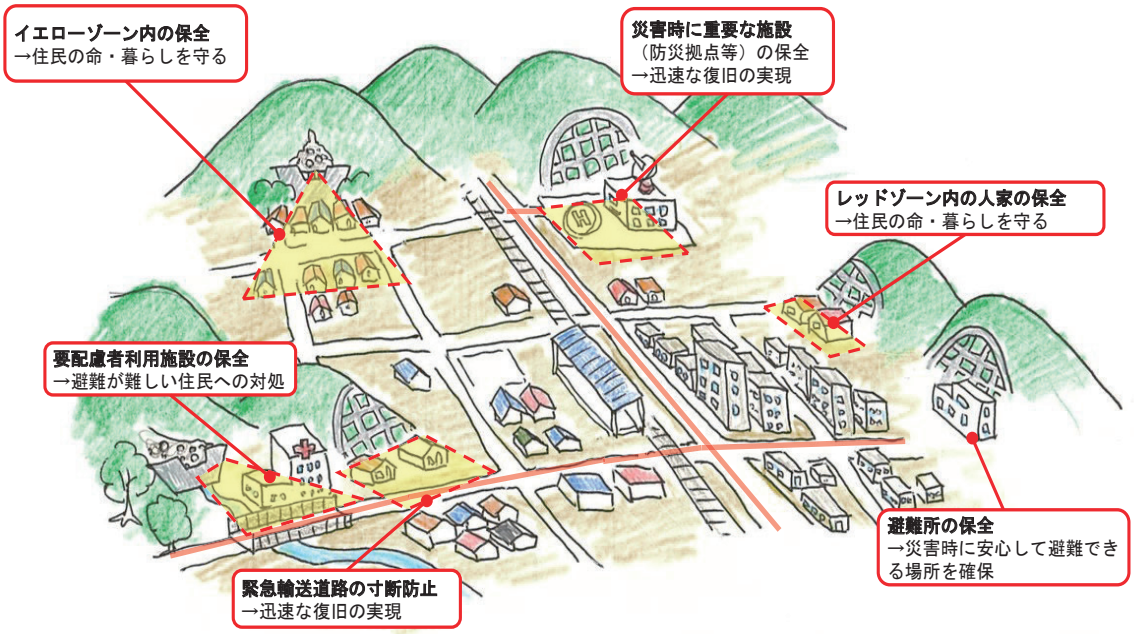

図 35　土砂災害対策のイメージ

6.3　計画の実現に向けた新たな視点

⑴２０５０年に向けた「５つのゼロ宣言」と「群馬・気象災害非常事態宣言」

２０５０年に向けた「ぐんま５つのゼロ宣言」における自然災害による死者「ゼロ」、「群馬・気象災害非常事態宣言」を踏まえ、気象災害の新たな脅威にしっかりと対応できる「災害レジリエンス No.1」の実現に向け、ソフト・ハードが一体となった土砂災害対策をこれまで以上に一層加速させます。

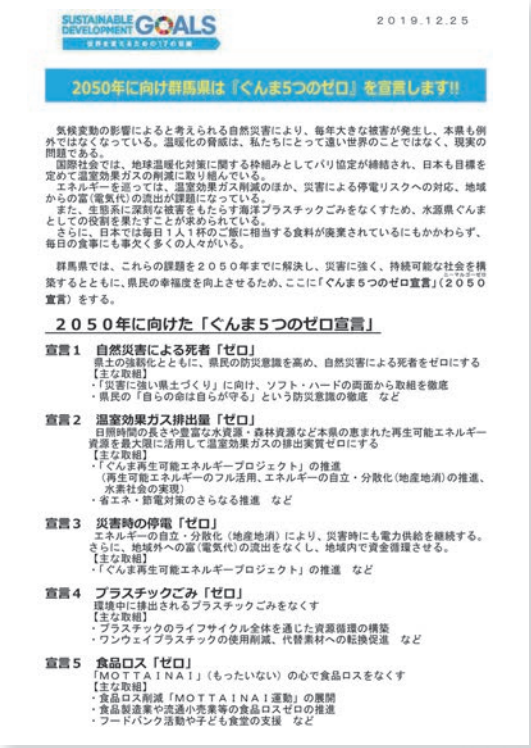

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2019.12.25

2050年に向け群馬県は『ぐんま5つのゼロ』を宣言します!!

気候変動の影響によると考えられる自然災害により、毎年大きな被害が発生し、本県も例外ではなくなっている。温暖化の脅威は、私たちにとって遠い世界のことではなく、現実の問題である。

国際社会では、地球温暖化対策に関する枠組みとしてパリ協定が締結され、日本も目標を定めて温室効果ガスの削減に取り組んでいる。

エネルギーを巡っては、温室効果ガス削減のほか、災害による停電リスクへの対応、地域からの富（電気代）の流出が課題になっている。

また、生態系に深刻な被害をもたらす海洋プラスチックごみをなくすため、水源県ぐんまとしての役割を果たすことが求められている。

さらに、日本では毎日１人１杯のご飯に相当する食料が廃棄されているにもかかわらず、毎日の食事にも事欠く多くの人々がいる。

群馬県では、これらの課題を２０５０年までに解決し、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、ここに「**ぐんま５つのゼロ宣言**」（２０５０宣言）をする。

２０５０年に向けた「ぐんま５つのゼロ宣言」

宣言１　自然災害による死者「ゼロ」
県土の強靭化とともに、県民の防災意識を高め、自然災害による死者をゼロにする
【主な取組】
・「災害に強い県土づくり」に向け、ソフト・ハードの両面から取組を徹底
・県民の「自らの命は自らが守る」という防災意識の徹底　など

宣言２　温室効果ガス排出量「ゼロ」
日照時間の長さや豊富な水資源・森林資源など本県の恵まれた再生可能エネルギー資源を最大限に活用して温室効果ガスの排出実質ゼロにする
【主な取組】
・「ぐんま再生可能エネルギープロジェクト」の推進
（再生可能エネルギーのフル活用、エネルギーの自立・分散化（地産地消）の推進、水素社会の実現）
・省エネ・節電対策のさらなる推進　など

宣言３　災害時の停電「ゼロ」
エネルギーの自立・分散化（地産地消）により、災害時にも電力供給を継続する。さらに、地域外への富（電気代）の流出をなくし、地域内で資金循環させる。
【主な取組】
・「ぐんま再生可能エネルギープロジェクト」の推進　など

宣言４　プラスチックごみ「ゼロ」
環境中に排出されるプラスチックごみをなくす
【主な取組】
・プラスチックのライフサイクル全体を通じた資源循環の構築
・ワンウェイプラスチックの使用削減、代替素材への転換促進　など

宣言５　食品ロス「ゼロ」
「ＭＯＴＴＡＩＮＡＩ」（もったいない）の心で食品ロスをなくす
【主な取組】
・食品ロス削減「ＭＯＴＴＡＩＮＡＩ運動」の展開
・食品製造業や流通小売業等の食品ロスゼロの推進
・フードバンク活動や子ども食堂の支援　など

群馬・気象災害非常事態宣言

近年、気候変動の影響等により、日本の気象災害が激甚化、頻発化している。過去に経験したことのない大型の台風や豪雨が毎年のように発生し、日本列島全体に甚大な被害をもたらしている。日本の気象災害のレベルが、新たな段階に入ったことは間違いない。

例えば令和元年１０月、台風第１９号の際には、本県でも県内観測史上最大の雨量を記録した。その結果、水害、土砂災害等で、かけがえのない県民の生命や財産が失われた。今後は、この規模の気象災害が毎年のように起こることを想定しつつ、あらゆる対策を講じていく必要がある。

こうした事態を受け、気象災害の新たな脅威に対応するため、ここに「群馬・気象災害非常事態」を宣言する。

本県の特徴として、自然災害が少ないことが挙げられる。事実、震度４以上の地震の頻度は関東甲信越地域で最も低く、水害と土砂災害による死者数も全国で最も低いレベルにある。さらに言うと、日照時間が長く、水資源・森林資源も豊富で水力発電量が全国トップクラスを維持するなど、自然条件に恵まれている県でもある。

本県では気象災害非常事態宣言と合わせ、「ぐんま５つのゼロ宣言（２０５０宣言）」も行った。５つのゼロ宣言では、①自然災害による死者ゼロ、②温室効果ガス排出量ゼロ、③災害時の停電ゼロ、④プラスチックごみゼロ、⑤食品ロスゼロ、を目標に掲げている。

今回の気象災害非常事態宣言を踏まえ、上述した群馬県の強みを最大限に活用しつつ、災害に強く、持続可能な群馬県を構築するため、ハード・ソフト両面の防災・減災対策を強力かつ集中的に推進する。具体的には「ぐんまNo.１レジリエンス強化実現計画」を策定し、県土強靭化を進めると同時に、「自らの命は自らが守る」という県民の防災意識も醸成する。

都道府県初の気象災害非常事態宣言、５つのゼロ宣言を契機に、災害へのレジリエンス No.１の群馬県、すなわち、安全・安心で、かつ安定した経済活動が出来る群馬県の実現を目指していく。

令和元年 12 月 27 日

群馬県知事　山本一太

図 36　2050年に向けた「5つのゼロ宣言」（左）
「群馬・気象災害非常事態宣言」（右）

⑵ぐんま SDGs イニシアティブ　～ SDGs 先進県に向けた決意宣言～

持続可能なまちづくりの実現に向け、ソフト・ハードが一体となった土砂災害対策を実施することで“安全・安心に住み続けられるまちづくり”や“災害に強いまちづくり”を住民や市町村と連携しながら、ＳＤＧｓの達成に向けて貢献していきます。

ぐんまSDGsイニシアティブ～SDGs先進県に向けた決意宣言～

群馬県は、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、官民連携を進め、ＳＤＧｓを推進します。

①「誰一人取り残さない」というＳＤＧｓの理念のもと、女性、高齢者、障害者、外国人など、年齢、障害の有無や国籍などを問わず、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる持続可能な地域社会の実現を目指します。

②県民をはじめ、市町村、企業、大学及びＮＰＯなどとのパートナーシップにより、県全体で持続可能な社会の実現に向けて取り組みます。

【具体的な取組】

・次期総合計画の策定にあたっては、ＳＤＧｓの理念を反映させるとともに、ＳＤＧｓの１７のゴールに各部局の主な事業を位置づけます。

・県として、ＳＤＧｓの達成に向けた優れた取組を提案し、内閣府が公募する２０２０年度の「ＳＤＧｓ未来都市」・「自治体ＳＤＧｓモデル事業」への選定を目指します。

・県全体でＳＤＧｓの推進に取り組むため、市町村及び中小企業を対象としたセミナーを開催します。

図 37　ぐんまSDGsイニシアティブ

ＳＤＧｓの達成に向けては、以下の２ゴールの達成に貢献します。

11 住み続けられるまちづくりを	【関連ターゲット】 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
13 気候変動に具体的な対策を	【関連ターゲット】 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。